

共同企業体取扱要綱運用基準注解

(注1)

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は、典型工事に準ずる大規模なものとするのが望ましい。この場合において、対象工事の規模は、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。

(注2)

典型工事の通常の規模を大幅に上回る規模であって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる限り、例外的措置として5社までとすることができる。

(注3)

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が、(注1)にいう工事規模以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして、発注標準上位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取扱うことも差し支えないものとする。

(注4)

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、発注標準が相対的に高く設定されている場合にあつて、第三位等級に属する者で十分な施工能力を有すると判断される者がある場合には、これを構成員とすることも差し支えない。

(注5)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じて資格要件を追加するものとする。

(注6)

当該許可業種に係る許可の更新の有無が、許可を有して行う営業年数判断の目安として想定される。

(注7)

出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合	30パーセント以上
3社の場合	20パーセント以上
4社の場合	15パーセント以上
5社の場合	10パーセント以上

(注8)

等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。

(注9)

規模の大きな企業を構成員として認めた場合は、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用とする。

(注10)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級

の発注工事価格以上とするよう配慮するものとする。

(注 1 1)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注 1 2)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、必要に応じ資格要件を追加するものとする。